

公 告

支担当第84号
令和8年8月20日

支出負担行為担当官
防衛省統合幕僚監部総務部総務課
会 計 室 長 前田 邦彦

次のとおり入札を実施するので、入札及び契約心得を熟知の上、参加されたい。

1 入札に付する事項

調達要求番号	件 名	規格	数量	履行場所(納地)	履行期限(納期)
26K2E06011	既存伝送路の最適化整備に関する役務	仕様書のとおり	1式	仕様書のとおり	令和10年3月31日

- 2 入札方式 一般競争入札(電子調達システム(政府電子調達(GEPS))対象案件)
(ただし、郵送による入札を希望する場合は、事前に了承を得るものとし、細部は別紙を参照のこと。)
- 3 入札日時 令和8年9月16日(水) 10:00
- 4 入札場所 防衛省統合幕僚監部総務部総務課会計室
防衛省市ヶ谷庁舎統幕第1入札室 (A棟 15階東側)(紙による入札がある場合のみ)
- 5 入札参加資格 (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の事由がある場合に該当する。
(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
(3) 令和7年度から9年度全省庁統一資格「役務の提供等」のC等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者。
(4) 格付けされている令和7年度から令和9年度全省庁統一資格「役務の提供等」の等級にかかわらず、防衛省所管契約事務取扱細則(平成18年防衛庁訓令第108号)第18条第4項各号のいずれかに該当する者(具体的には、以下ア～キのいずれかに該当する者)であること。なお、要件に該当する者で入札に参加しようとするものについては、当該事実がわかる書類を提出すること(任意様式)。
(提出期限: 令和8年9月2日(水) 12:00)
ア 当該入札に係る物品と同等以上の仕様の物品を製造した実績等を証明できる者(物品の販売(自ら製造したものの販売に限る。))及び役務の提供等について準用する。)
イ 資格審査の統一基準により算定された総合審査数値に以下の技術力の評価の数値を加算した場合に、当該入札に係る等級に相当する数値となる者

項 目	基 準	数 値
入札物品等(訓令第18条第4項に規定する契約の対象となる物品又は役務をいう。以下同じ)に関連する特許保有件数	3件以上	15
	2件	10
	1件	5
入札物品の製造等(訓令第18条第4項に規定する契約の対象となる物品の製造又は役務の提供等をいう。以下同じ)に携わる技術士資格保有者数	9人以上	15
	7～8人	12
	5～6人	9
	3～4人	6
	1～2人	3
入札物品の製造等に携わる技術認定者数(特級、一級、単一級)	11人以上	6
	9～10人	5
	7～8人	4
	5～6人	3
	3～4人	2
	1～2人	1

注:1 特許には、海外で取得したものを含む。

2 技術士には、技術士と同等以上の科学技術に関する外国の資格のうち文部科学省令で定めるものを有する者であって、技術士の業務を行うのに必要な相当の知識及び能力を有すると文部科学大臣が認めたものを含む。

ウ SBIR制度の特定新技術補助金等の交付先中小企業者等であり、当該入札に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

エ 株式会社産業革新投資機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、株式会社地域経済活性化支援機構、株式会社農林漁業成長産業化支援機構、株式会社民間資金等活用事業推進機構、官民イノベーションプログラム、株式会社海外需要開拓支援機構、一般社団法人環境不動産普及促進機構における耐震・環境不動産形成促進事業、株式会社日本政策投資銀行における特定投資業務、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構、一般社団法人グリーンファイナンス推進機構における地域脱炭素投資促進ファンド事業及び株式会社脱炭素化支援機構の支援対象事業者又は当該支援対象事業者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

オ 国立研究開発法人(科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成20年法律第63号)第2条第9項に規定する研究開発法人のうち、同法別表第3に掲げるものをいう。)が同法第34条の6第1項の規定により行う出資のうち、金銭出資の出資先事業者又は当該出資先事業者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

カ 国立研究開発法人日本医療研究開発機構による「創薬ベンチャーエコシステム強化事業(ベンチャーキャピタルの認定)」又は国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構による「研究開発型スタートアップ支援事業(ベンチャーキャピタル等の認定)」において採択された者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

キ グローバルに活躍するスタートアップを創出するための官民による集中プログラム(J-Startup又はJ-Startup地域版)に選定された事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

- (5) 防衛省から指名停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。
(6) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の販売又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
(7) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。
ただし、真にやむを得ない事由を(該当する省指名停止権者)が認めた場合には、この限りではない。

6 入札方法 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、各入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った100/110に相当する金額を入札書に記載すること。

7 保証金 入札保証金 免除
契約保証金 免除

8 入札の無効 5の参加資格のない者の入札又は入札に関する条件に反した入札は無効とする。

9 契約書の作成 作成する。

10 契約条項 役務請負契約条項 (基本契約条項)
情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項 ※
資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項 (該当する場合)
生産性向上推進制度に関する特約条項 (該当する場合)
談合等の不正行為に関する特約条項
暴力団排除に関する特約条項
※は、別紙を確認されたい。

11 その他付記事項

- (1) 電子調達システムにより電子入札(<https://www.geps.go.jp/>)を実施する。
ただし、システムの障害により、電子入札中止を含め、本公告内容が変更になる場合がある。
- (2) 電子入札は、 令和8年9月15日(火) 17:00 を期限とする。
- (3) 電子調達システムによる入札が困難であると相当の理由がある場合のみ紙での入札を承諾する。この場合、
令和8年9月11日(金) までに「紙入札方式参加承認願」を問い合わせ先へ一報後、電子メールで提出する。
- (4) 電子入札に併せて、資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写しを添付する。
- (5) 任意にて参考見積書(内訳を含む)を提出されたい。(見積書提出先)
令和8年9月2日(水) 12:00 まで(メール又はFAX可) 大和: ijyamato@ext.is.mod.go.jp
- (6) 郵便入札については、別紙「郵送による入札について」のとおりとする。
- (7) 予算決算及び会計令第86条の調査について(低入札価格調査)
役務入札において調査基準額を下回る金額での入札が行われた際、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否かについて調査を実施する。
・低入札価格調査の実施に際し、提出を求める資料: その価格により入札した理由、入札価格の内訳(人件費、原材料費等を明記)、
履行スケジュール、経営内容(会社概要)、経営状況(最新の決算報告書等)、官公庁契約における過去実績等の資料
・積算資料等の提出・説明に応じない場合又は不十分な場合には「契約の内容に適合した履行がされないおそれがある」ものとして落札者とし
ない場合がある。
- (8) 入札説明会は実施しない。
- (9) 落札者が、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、10に掲げる契約条項のほか、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。

12 本記載事項への照会

入札に関する事項の問い合わせ先 統合幕僚監部総務部総務課会計室 (担当)
TEL:03-3268-3111(内線30197) FAX:03-5269-3282 服部 ijhattori@ext.is.mod.go.jp

「情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項」について

標記の特約条項を付する契約においては、本特約条項で求める体制及び資料等の作成、提出が必要です。

本特約条項を付する契約の入札に参加される際は、ホームページに掲載されています特約条項を必ずご確認の上、ご参加ください。

入札書・見積書

令和8年9月16日

支出負担行為担当官
防衛省統合幕僚監部総務部総務課

会計室長 前田 邦彦 殿

住 所
会 社 名
代表者名
担当者名
担 当 者
連 絡 先

調達要求番号： 26K2E06011

統合幕僚監部「入札及び契約心得」及び基本契約条項等を承諾の上、下記のとおり提出します。

金額¥			履 行 期 限		令和10年3月31日	
			履 行 場 所		仕様書のとおり	
品 名	規 格	単位	数量	単価	金 額	備 考
既存伝送路の最適化整備に関する役務	仕様書のとおり	式	1			
	以下余白					
合 計						

(注) 単価及び金額欄には、見積った契約金額の110分の100に相当する金額を記入する。

入札書・見積書

令和8年9月16日

支出負担行為担当官

防衛省統合幕僚監部総務部総務課

会計室長 前田 邦彦 殿

年月日を記入

住所・会社名・代表者名・
連絡者を記入(ゴム印等可)

住所
会社名
代表者名
担当者名
担当者
連絡先

調達要求番号：26K2E06011

統合幕僚監部「入札及び契約心得」及び基本契約条項等を承諾の上、下記のとおり提出します。

金額¥				履行期限		令和10年3月31日	
				履行場所		仕様書のとおり	
件名	規格	単位	数量	単価	金額	備考	
既存伝送路の最適化整備 に関する役務	仕様書のとおり	式	1				
合	計						

各欄に入札金額
(税抜)を記入

(注) 単価及び金額欄には、見積った契約金額の110分の100に相当する金額を記入する。

令和 年 月 日

防衛省統合幕僚監部
支出負担行為担当官
会計室長 殿

住 所
会 社 名
代表者名

紙入札方式参加承諾願

下記の入札に係り、政府電子調達(G E P S)を利用せず、紙方式で実施することについて、承諾を頂きたく本書を提出いたします。

- 1 件名、要求番号
- 2 入札日時
- 3 入札担当者名及び電話番号
- 4 政府電子調達(G E P S)を利用しない理由
- 5 今後の導入予定について
- 6 紙入札の方法(該当するものを○で囲んでください)

・会場

・郵便

備考

- 1 本紙と併せて資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写しを提出する。
- 2 代理による入札する場合は、入札時に委任状(入札及び契約心得 別紙様式第5)を提出する。
- 3 指定の入札書(入札及び契約心得 別紙様式第3)を使用する。
- 4 再入札を実施する場合においての実施日時については、入札時に連絡する。

郵送による入札について

1 郵送による入札方法

一般書留郵便・簡易書留郵便又は配達証明のいずれかの方法により入札日の前日（当該日が「行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年第九十一号）第一条第一項各号に掲げる日（以下「行政機関の休日」という）の場合は、その直近の行政機関の休日でない日」までに必着のこと。

2 郵送する書類等

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）の資格審査結果通知書（写））
- (2) 入札書

3 封筒について

前項（2）を入れる封筒（以下「内封筒」という。）については、長3（縦235mm×横1230mm）程度とし、表面に「入札書在中」と1回目・2回目の別を黒又は赤で記載の上、必ず封印すること。

封印した内封筒を前項（1）とともに外封筒へ入れ、外封筒にも「入札書在中」と記載の上送付することとし、複数の内封筒があるものについて、1回目・2回目の別の記載が無かったものについては、立会者が無作為に追記して投函を行う。

4 入札の回数

入札は、原則2回まで行い、2回目（再度入札）において不調となった場合は、再度公告入札又は最低入札価格を提示した入札者との商議に移行する。

5 入札の無効等

郵便入札の執行については、公告8項に規定されているもののほか、期日までに到着しなかった場合は無効とし、2回目の内封筒がないものについては、再度入札は辞退したものとして扱う。

6 その他

- (1) 郵送による入札を希望する場合は、事前に会計室契約担当者に電話にて一報する。
- (2) 郵送先は次のとおりとする。

〒162-8805

東京都新宿区市谷本村町5-1

防衛省統合幕僚監部総務部総務課会計室契約担当者 宛

○参考○

あくまでも例なので、縦横等は任意。貴社名も明記してください。

内封筒（表）長3程度

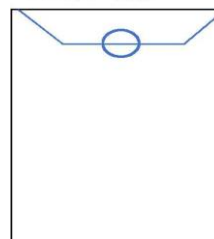
公告第○号 件名「△△」 「入札書在中」 1 回目
--

公告第○号
件名「△△」

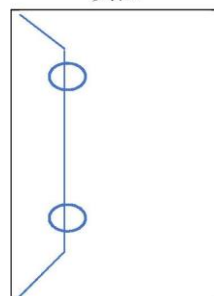
「入札書在中」

2 回目

内封筒（裏）



又は



外封筒

（内封筒が入るサイズ）

〒162-8805

東京都新宿区市谷本村町5-1
防衛省統合幕僚監部総務部総務課
会計室契約担当者 宛

「入札書在中」

又は

公告第○号
件名「△△」

「入札書在中」 1 回目

統 合 幕 僚 監 部 仕 様 書		
品名又は件名	仕様書番号	J S O - 2 5 - 6 0 3 1 B
既存伝送路の最適化整備に関する役務	作成年月日	令和7年8月4日
	改正年月日	令和8年7月24日
	作成部隊等	統合幕僚監部 首席指揮通信システム官

1. 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、統合 I P 伝送システム収容変更による地上マイクロ網等の既存伝送路の最適化整備に関する役務（以下「本役務」という。）について規定する。

1.2 用語の定義

この仕様書に用いる用語の定義は、**GLT-CG-Z000001**（以下「一般共仕」という。）の**1.2**及び**GS-CG-C000008**（伝送端局共仕）の**1.2**によるほか、**付表1**による。

1.3 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。また引用文書に定める事項が、この仕様書と異なる場合は、この仕様書に定める事項を優先する。ただし、契約後、当該文書に改正があった場合は、その適用について別途協議する。

1.3.1 引用文書

a) 仕様書

- 1) **GLT-CG-Z000001** 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書
- 2) **GS-CG-C000008** 陸上自衛隊伝送端局共通仕様書

b) 法令等

- 1) 著作権法（昭和45年法律第48号）
- 2) 研究委託契約並びに研究委託性のある請負契約及び試作契約及び試作契約に係る知的財産権の取扱いに関する訓令（昭和48年防衛庁訓令第49号）
- 3) 研究委託性のある請負契約等における知的財産の取扱いについて（通知）（装技振第7243号。31.3.29）
- 4) 情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）[防装庁（事）第3号（31.1.9）]
- 5) 情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）[装ブ武第188号（31.1.9）]
- 6) 防衛省の情報保証に関する訓令[平成19年防衛省訓令第160号]
- 7) 防衛省の情報保証に関する訓令の運用について（通達）[防運情第9248号（19.9.20）]

c) 設計書等

- 1) 統合 I P 伝送システム 既存伝送路 I P 化の利活用に係る設計書 **TIP-DI-5K2-24-0416-03**
- 2) 既存伝送路の最適化整備に関する役務 基本設計書 **TIP-DI-7K2-26-0225-01**
- 3) 多重回線割当表等 [統幕指運第73号（令和4年5月20日）別冊第2]

1.3.2 関連文書

a) 規格

- 1) **ITU-T勧告**
- 2) **TTC標準**
- b) **仕様書**
 - 1) 有線・無線通信工事共通仕様書 [防整技第15287号 (令和6年6月28日)]
 - 2) **JSO-08-00059H** 地上マイクロ伝送システム
 - 3) **JSO-17-6004G** 統合IP伝送システム
 - 4) **JSO-23-6006A** 統合IP伝送システム (無人中継所のIP化)
 - 5) **JSO-21-6001D** 防衛情報通信基盤 (オープン系) 通信電子機器借上 (03換装) (07延長)
 - 6) **JSO-22-6018C** 防衛情報通信基盤 (オープン系) 通信電子機器借上 (04換装) (07延長)
 - 7) **JSO-23-6016B** 防衛情報通信基盤 (オープン系) 通信電子機器借上 (その3) (07延長)
 - 8) **JSO-23-6005A** 防衛情報通信基盤 (クローズ系) 通信電子機器借上 (06換装) (07延長)
 - 9) **JSO-23-6029** 防衛情報通信基盤 (クローズ系) 通信電子機器借上 (06換装) (その2) (07増設)
 - 10) **GS-C435390** 広帯域多重伝送装置 GCT-DN7
 - 11) **MWP-J-58009** 広域多重化装置 LCC-37
- c) **法令等**
 - 1) 防衛省設置法 (昭和29年法律第164号)
 - 2) 行政機関の保有する情報の公開に関する法律 (平成11年法律第42号)
 - 3) IT調達に係る国の物品等又は役務の調達方針及び調達手続きに関する申合せ (平成30年12月10日 関係省庁申合せ)
 - 4) 防衛情報通信基盤データ通信網利用要領 [統幕指運第40号 (6. 3. 21) 別冊]
 - 5) リスク管理枠組み (RMF) におけるセキュリティ管理策について (通知) [防整サ第14550号 (令和5年7月3日)]
- d) **設計書等**
 - 1) 統合IP伝送システム 全体設計書 **TIP-17-29K-DI-1128-01**
 - 2) 統合IP伝送システム 基本設計書 **TIP-18-29K-DI-0216-01**
 - 3) 統合IP伝送システム 基本設計書 **TIP-19-30K-DI-0508-01**
 - 4) 統合IP伝送システム 基本設計書 **TIP-20-01K-RP-0214-01**
 - 5) 統合IP伝送システム 基本設計書 **TIP-DI-02K-21-0617-04**
 - 6) 統合IP伝送システム 基本設計書 **TIP-DI-03K-22-0713-01**
 - 7) 統合IP伝送システム 基本設計書 **TIP-DI-5K2-24-0416-01**

2. 役務に関する要求

本役務は、統合 I P 伝送システム構築後のシステム構成を前提とした各種設計及び伝送路の最適化整備を実施するものとし、設計に関する要求、現地作業に関する要求及びその他本役務に関する要求を以下に示す。

なお、契約相手方は、契約後速やかに履行体制、事業線表、事業計画、保全等についてまとめた事業計画について技術審査を受け、官側の承認を得て事業計画書を作成し、**調達要領指定書**に示す提出場所に提出するものとする。

3. 設計に関する要求

3.1 設計方針

統合 I P 伝送システム収容変更による既存伝送路の最適化とは、自営マイクロ回線の廃止を実施するために、廃止区間に収容される通信所要の収容変更と変更に伴う警報抑止、構成機材の撤去を行うものである。既存伝送路の最適化を実施するに当たり、現運用状況を基に運用影響を極小化した設計を行うものとする。このため、既存伝送路を最適化整備するための基本設計、整備の細部に係わる詳細設計、施工及び現地調整を検討する実施設計を行うものとする。

基本設計の実施に当たっては、**統合 I P 伝送システム 既存伝送路 I P 化の利活用に係る設計書 T I P - D I - 5 K 2 - 2 4 - 0 4 1 6 - 0 3**を基に、詳細設計及び実施設計の実施に当たっては、**統合 I P 伝送システム 既存伝送路 I P 化の利活用に係る設計書 T I P - D I - 5 K 2 - 2 4 - 0 4 1 6 - 0 3**及び**既存伝送路の最適化整備に関する役務 基本設計書 T I P - D I - 7 K 2 - 2 6 - 0 2 2 5 - 0 1**を基に実施するものとする。また、対象回線の抽出に当たっては、**多重回線割当表等**を参照するものとする。

3.2 設計の範囲

各駐屯地・基地等の間の伝送路、各駐屯地・基地の通信装置及び付帯設備・装置等を整備範囲とし、設計を行うものとする。また、統合 I P 伝送システム構築後のシステム構成を考慮し、並行して整備される統合 I P 伝送システム機器の設定等も含めた設計を行うものとする。

3.3 設計の実施事項

基本設計の設計項目は**附属書 A**により、詳細設計の設計項目は**附属書 B**により、実施設計の設計項目は**附属書 C**により実施するものとする。

なお、設計の有無及び対象となる区間、駐屯地及び基地等は、**調達要領指定書**による。

3.4 設計実施に当たっての条件等

設計実施に当たり、契約相手方は以下の条件等を遵守すること。

3.4.1 実施体制

契約相手方は、設計の実施に当たって、以下に示す契約を履行する業務に従事する個人（以下「設計業務従事者」という。）を確保し、これを変更する場合には、事前に官側と協議するものとする。

- a) 設計業務従事者が設計を履行するために必要な経験、資格、業績等を有すること。特に、整備に当たり必要となる地上マイクロ伝送システム構成、統合 I P 伝送システム構成及び防衛情報通信基盤との接続形態について理解する能力を有すること。
- b) 設計業務従事者が、前記 a) に掲げるもののほか、履行に必要若しくは有用な、又は背景となる経歴、知見、資格、語学（母語及び外国語能力）、文化的背景（国籍等）、業績等を有すること。
- c) 前記 b) の設計業務従事者が他の手持ち業務等との関係において履行に必要な業務所要に対応できる体制にあること。

3.4.2 関連システム

契約相手方は、設計を実施するに当たり、防衛統合デジタル通信網、地上マイクロ伝送システム、統合 I P

伝送システム及び接続する関連システムの運用に影響が生じないよう対策を講じるものとする。

3.4.3 各設計書の提出

契約相手方は、基本設計及び詳細設計については、**5.1項**の技術審査により官側の承認を得て、それぞれ“基本設計書”及び“詳細設計書”を作成し、各技術審査終了後速やかに**調達要領指定書**に示す提出場所に提出するものとする。また、実施設計については、各現地作業場所における“実施設計書”を作成し、現地作業の1ヶ月前までに**調達要領指定書**に示す提出場所に提出するものとする。

4. 現地作業に関する要求

4.1 対象拠点、対象機器及び数量等

対象となる駐屯地・基地等又は部隊、対象機器及び数量は、**調達要領指定書**によるものとする。

4.2 現地作業期間

現地作業期間は、契約期間内で対象区間における収容変更及び廃止が完了するスケジュールとし、基本設計で概略を計画、詳細設計で細部を計画するものとする。

4.3 現地作業の実施事項

現地作業の実施項目は、収容変更、設定変更、構成機器撤去等であり、基本設計で概略内容を計画し、詳細設計で細部内容を計画するものとする。

4.4 現地作業実施に当たっての条件等

現地作業実施に当たり、契約相手方は以下の条件等を遵守すること。

4.4.1 実施体制

契約相手方は、現地作業の実施に当たって、以下に示す契約を履行する業務に従事する個人（以下「現地作業従事者」という。）を確保し、これを変更する場合には、事前に官側と協議するものとする。

- a) 現地作業従事者が現地作業を履行するために必要な経験、資格、業績等を有すること。特に、地上マイクロ伝送システム及び統合IP伝送システム構成機器の構成変更を実施する能力を有すること。
- b) 現地作業従事者が、前記 a) に掲げるもののほか、履行に必要な若しくは有用な、又は背景となる経歴、知見、資格、語学（母語及び外国語能力）、文化的背景（国籍等）、業績等を有すること。
- c) 前記 b) の現地作業従事者が他の手持ち業務等との関係において履行に必要な業務所要に対応できる体制にあること。

4.4.2 関連システム

契約相手方は、現地作業を実施するに当たり、地上マイクロ伝送システム、統合IP伝送システム及び接続する関連システムの運用へ影響が生じないよう対策を講じるものとする。現地作業実施中、現地作業従事者の故意又は過失により生じた対象機器等の破損、損害及び亡失については、監督官へ報告するとともに、契約相手方の責任及び費用負担により対処するものとする。

4.4.3 治具及び材料等

現地作業に必要な治具及び材料等は、契約相手方が準備するものとする。また、作業を実施するために必要な所要の申請は、契約相手方が実施するものとする。

5. その他本役務に関する要求

5.1 技術審査

契約相手方は、**附属書D**に示す技術審査実施要領に基づき技術審査を受けるものとする。

5.2 プロジェクト管理

プロジェクト管理は、事業管理、技術統制業務及びその他の管理業務とし、業務内容は次による。

- a) 契約相手方は、調達要求元と調整し、事業線表を作成するものとする。

- b) 契約相手方は、事業線表を基に、基本設計、詳細設計、据付・現地調整、試験及び撤去の工程進捗管理を行い、進捗状況を調達要求元に報告する。
- c) 契約相手方は、進捗管理上問題があると認めた場合又はそのおそれがあると認めた場合は、調達要求元に対し、所要の報告を行うとともに、その原因と具体的対策を明らかにし、調整を実施するものとする。
- d) 契約相手方は、他事業との調整について、官側の支援を受けることができる。

5.3 現地調査

契約相手方は、本役務の履行に当たり、**5.2a)**の事業線表に基づき現地調査を実施する。現地調査に当たっては、現地において調査項目の説明を行うとともに、調査結果について確認、調整を行うものとする。

基本設計に係る現地調査では、対象となる駐屯地・基地等においてクレーンの使用可否や局舎内の撤去経路等、機材撤去の検討を行うための調査を行う。詳細設計に係る現地調査では、回線収容変更や監視収容変更に関する調査を行う。実施設計に係る現地調査では、施工設計及び現地調整に関する調査を行う。

なお、現地調査の対象となる駐屯地・基地等は、**調達要領指定書**により指定する。

5.4 現地調整

契約相手方は、据付・現地調整の実施に先立ち“実施設計書”を作成し、調達要求元の確認を得た上で、以下を実施するものとする。

なお、施工設計資料の項目・内容は**附属書C 表C.1**の1、現地調整資料の項目・内容は**附属書C 表C.1**の2によるものとする。また、据付・現地調整の内容、対象となる駐屯地・基地等又は部隊及び撤去対象機器は、**調達要領指定書**により指定する。

- a) 据付内容は、官給品の据付、装置間ケーブル接続及び分電盤の改修とする。
- b) 現地調整内容は、端末インタフェース相互間の回線疎通を確認するものとする。

5.5 回線切替

契約相手方は、**3.4.3項**により作成した“詳細設計書”により、回線収容変更に伴う切替を実施する。

回線切替を実施する駐屯地・基地等又は部隊は、**調達要領指定書**により指定する。

5.6 監視制御切替

契約相手方は、**3.4.3項**により作成した“詳細設計書”により、監視制御収容変更に伴う切替を実施する。

監視制御切替を実施する駐屯地・基地等又は部隊は、**調達要領指定書**により指定する。

5.7 機器設定変更

契約相手方は、**3.4.3項**により作成した“詳細設計書”により、他接続装置に影響を及ぼすアラームの処置、伝送装置機能の無効化等、関係する局に発生する既設機器の設定変更を実施するものとする。

機器設定変更の対象となる駐屯地・基地等又は部隊は、**調達要領指定書**により指定する。

5.8 撤去

契約相手方は、**3.4.3項**により作成した“詳細設計書”により、撤去対象となった機材の撤去を行う。また、撤去した機器は、部隊（分任物品管理官又は物品供用官）に引き渡すものとする。

機材撤去の対象となる駐屯地・基地等又は部隊は、**調達要領指定書**により指定する。

6. 品質保証

6.1 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等の定める監督及び検査実施要領に基づき実施するものとする。

7. その他の指示

7.1 貸付品

契約相手方は、官側が必要と認めるものについて、官側と調整の上、無償で貸付を受けることができる。

7.2 官給品

官給品は、**一般共仕の5.6**による。

なお、官給品がある場合は、品名、数量、官給場所及び官給時期を**調達要領指定書**により指定する。

7.3 提出書類

提出書類は、**表1**によるものとする。

表1－提出書類

番号	品名	数量	提出時期	提出場所	備考
1	事業計画書	a)	b)	c)	
2	基本設計書	a)	b)	c)	
3	詳細設計書	a)	b)	c)	
4	実施設計書	a)	b)	c)	
5	知的財産管理報告書	a)	b)	c)	

- a) 数量は、**調達要領指定書**により指定する。
- b) 提出時期は、**調達要領指定書**により指定する。
- c) 提出場所は、**調達要領指定書**により指定する。

7.4 情報保証

情報保証については、**防衛省の情報保証に関する訓令、防衛省の情報保証に関する訓令の運用について（通達）**を適用する。契約履行期間中において訓令等が変更された場合には、官側と協議の上、可能な限り適用するものとする。

7.5 サプライチェーン・リスク対応

契約相手方は、**情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）**及び**情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）**に基づき、サプライチェーン・リスクに対応するものとする。契約相手方が第三者を従事させる場合は、**情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）**に基づく所要の手続を実施するものとする。

7.6 知的財産の取り扱い

研究委託契約並びに研究委託性のある請負契約及び試作契約に係る知的財産権の取扱いに関する訓令（昭和48年防衛庁訓令第49号）、研究委託性のある請負契約等における知的財産の取扱いについて（通知）（装技振第7243号。31.3.29）別紙1「研究委託性のある請負契約等における知的財産の取扱要領」に対応して付される、知的財産の取扱いに関する特約条項の規定に基づき、知的財産を取扱うものとするほか、以下によるものとする。

- a) 契約相手方は、新研究成果（知的財産の取扱いに関する特約条項第1条第4項に規定する新研究成果をいう。）についての産業財産権（知的財産の取扱いに関する特約条項第1条第1項第1号に規定する産業財産権をいう。）を官に譲渡する。
- b) 契約相手方は、契約書又は仕様書等の定めるところにより官に提出された著作物（契約相手方の固有の技術資料（契約相手方が第三者から提供を受けた技術資料を含む。以下同じ。）に係る著作物及び著作権法第10条第1項第9号で規定されるプログラムの著作物を除く。）の著作権（著作権法第21条から第28条に規定する権利をいう。）について、提出資料を官に提出したときに、すべての権利（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を、官に譲渡する。
- c) 契約書又は仕様書等の定めるところにより官に提出された技術資料の利用及び処分に関する権利（知的財産の取扱いに関する特約条項第1条第1項第2号に規定する技術資料を利用及び処分する権利をいう。）

以下同じ。)は、官が有する。ただし、当該技術資料に含まれている契約相手方の固有の技術資料の利用及び処分に関する権利は、契約相手方が有する。また、契約相手方が第三者から提供を受けた技術資料のうち、引き続き当該第三者に利用及び処分に関する権利が帰属するものについては、当該第三者が権利を有する。

7.7 立入制限区域への立入

契約相手方は、立入制限区域へ立ち入る必要が生じた場合は、官側に申請の上、許可を得なければならない。

7.8 仕様書に関する疑義

仕様書の内容に疑義を生じた場合は、契約担当官等に申し出て、その指示を受ける。

7.9 資料の閲覧等

契約相手方は、本役務の履行に当たり官側資料等の閲覧が必要となった場合、調達要求元に申請することができる。

7.10 官側の支援

契約相手方は、本役務の履行に当たって、次の事項について官側の了解を得て、支援を受けることができる。

- a) 駐屯地・基地等施設の利用
- b) 作業に必要な電力、用水等の無償使用
- c) 搬入資材等の保管場所の提供
- d) 現地端末システム試験に必要な端末システムの無償使用
- e) 既設装置の操作、回線切替時の端末確認作業、監視制御切替時の動作確認作業
- f) その他、契約履行に必要な事項

付表１－用語の定義

用 語	用 語 の 定 義
統合 I P 伝送システム	既設レガシー端末（音声及びデータ）を I P パケット多重伝送し，統合された I P ネットワークを構成するシステムをいう。
既設レガシー端末	アナログ音声，X/V データ，1.5M 及び 2M 等のインタフェースにて収容される磁石式電話機，アナログ電話機，デジタル交換機及びモデムなどをはじめとする従来から使用される端末設備をいう。
既存伝送路	防衛省・自衛隊が，IDDN や地上マイクロ伝送システム，統合 I P 伝送システムで整備した自営する地上マイクロ回線及び通信事業者から借り上げる部外回線で構成する通信インフラをいう。
自営マイクロ回線	防衛省・自衛隊が，IDDN や地上マイクロ伝送システム，統合 I P 伝送システムで整備した自営する地上マイクロ回線をいう。
各幕支線	各幕が整備した自営する地上マイクロ回線及び通信事業者から借り上げる部外回線で構成する通信インフラをいう。
防衛情報通信基盤（DII）	防衛省・自衛隊の電子計算機システムが加入し，体系的に構築される超高速・大容量の共通の IP ネットワークをいう。
部外回線	WAN 回線のうち，通信事業者が一般的に提供しているサービスを適用した回線をいう。SDH 専用線，高速デジタル専用線，イーサネット専用線及び広域イーサネットがある。
伝送装置	既存伝送路を構成している I P 伝送装置，多機能多重化装置，デジタル伝送端局装置，高速変換装置の総称をいう。
電源装置	発動発電機，整流装置，蓄電池盤，無停電電源装置の総称をいう。
付帯設備	空気調和機，電源装置，警備監視装置の総称をいう。
保守担任局	無人中継所の保守，監視等を担任する有人局をいう。
IEEE (Institute of Electrical and Electronic Engineers)	電気・電子分野における世界最大の学会。1963 年に AIEE (American Institute of Electrical Engineers : 米国電気学会) と IRE (Institute of Radio Engineers : 無線学会) が合併して発足した。
IETF (Internet Engineering Task Force)	インターネット特別技術調査委員会。ISOC（インターネット学会）の下部機関の 1 つ。インターネット上で使われる各種プロトコルを標準化する団体。IETF が保存・公開するさまざまな技術仕様や要件に関する正式文書を RFC (Request For Comments) という。
IP ネットワーク	通信プロトコル TCP/IP（UDP を含む）を使用したネットワークをいう。

付表 1－用語の定義（続き）

用 語	用 語 の 定 義
ISO/IEC (International Organization for Standardization /International Electrotechnical Commission)	ISO（国際標準化機構）は世界各国の工業規格を策定する機関が連合したグローバルな標準化団体。IEC（国際電気標準会議）も同様の国際的標準化団体だが、電気工学、電子工学に関連する分野を取り扱っている。両者は役割分担しながら標準策定を行っているが、特に情報技術分野においては両者が共同で審議するために ISO/IEC JTC 1（Joint Technical Committee 1：合同専門委員会 1）を設置している。
ITU-T (International Telecommunication Union Telecommunication Standardization Sector)	国際電気通信連合・電気通信標準化部門。国際間の電気通信を支障なく行うことを目的とした通信網所有者側の標準化委員会。
JIS (Japanese Industrial Standard)	日本産業規格。産業標準化法により主務大臣が定める、製品、データ、サービス等の種類・形状・寸法・構造等や品質・性能等に関する規格。日本産業標準調査会が規格制定を行い、経済産業省が認定する。認定した製品にはジスマークがつけられる。
SDH (Synchronous Digital Hierarchy)	デジタル信号を階層的に多重化し、伝送する方式のことをいう。主に光ファイバを用いた長距離・大容量のデジタル通信に用いられ、音声、データ、映像などの様々な種類のデジタル信号を効率的に伝送することを可能にする。SDH は、ITU-T によって勧告 G. 707, G. 708, G. 709 などで標準化されている。

附属書 A
(規定)
基本設計

A.1 適用範囲

この附属書は、統合 I P 伝送システム収容変更による既存伝送路の最適化の基本設計について規定する。

A.2 基本設計項目

統合 I P 伝送システム収容変更による既存伝送路の最適化の基本設計項目は、**表A.1**に示すものを基準とし、**調達要領指定書**により指定するものとする。

表A.1—基本設計項目

設計項目	
1 現状分析	
1.1 伝送路状況の整理	伝送路観点で、廃止となる自営マイクロ回線の回線容量別区間数の抽出、部外回線におけるサービス終了計画の調査および部外回線借用等の他事業整備計画について整理を行う。 なお、整理に必要な情報は調達要求元を通じて入手することとする。
1.2 収容装置状況の整理	回線収容変更や監視制御の統合 I P 伝送システム収容、機材撤去の検討を行うに当たり、設計対象区間に存在する伝送装置と無線装置の運用状況や、網同期構成及び監視制御構成の装置依存関係を整理する。また、回線収容変更や監視制御の統合 I P 伝送システム収容に転用可能な機材の整理を行う。 なお、整理に必要な情報は調達要求元を通じて入手することとする。
1.3 収容端末状況の整理	回線収容変更の検討のため、海峡防備系、警備監視、監視制御等、自営マイクロ回線廃止の影響を受ける収容回線状況を整理する。 なお、整理に必要な情報は調達要求元を通じて入手することとする。
1.4 各局現地状況の整理	機材撤去の検討を行うため、クレーンの使用可否や鉄塔の高さ、局舎内の撤去経路等、撤去に関する各局現地状況を調査する。また、アンテナ、空中線架台、導波管、導波管固定支持金物や、電源設備、警備監視装置等の資産管理区分を明確にし、撤去対象機材や管理区分変更要否検討の資とする。 なお、整理に必要な情報は調達要求元を通じて入手することとする。
2 整備要領	
2.1 整備要件の整理	
表A.1 1項の現状分析の結果を基にして整備に必要な条件を整理する。	
2.2 回線収容変更要領	
2.2.1 当該区間に対する整備パターンの検討	
	当該廃止区間における回線所要の整備パターン（収容変更パターン）を抽出する。
2.2.2 各整備パターンにおける必要な作業の抽出	
	各整備パターンにおいて必要となる作業の抽出を行う。

表 A.1—基本設計項目（続き）

	2.2.3 要求される回線容量の調査と収容変更先の検討
	各回線所要に要求される回線容量の調査を実施し、収容変更先を検討する。
	2.2.4 処置要領（条件やスケジュール）の明確化
	各整備パターンにおける条件やスケジュールを明確にし、最適な整備パターンを導出する。
2.3 監視収容変更要領	
回線収容変更や機材撤去と整合性を保ちながら実現可能な監視制御の統合 I P 伝送システム収容を検討する。監視制御の統合 I P 伝送システム収容を行う拠点の選定や、機材転用可否、設定変更内容、保守担任局の見直しを含む各種条件整理、スケジュール等の整備要領を明確にする。	
2.4 機材撤去要領	
アンテナ、空中線架台、導波管、導波管固定支持金物等の機材や、無線装置、伝送装置等の機器、及び電源設備や警備監視装置等の付帯設備について、各局における撤去内容を検討する。また、必要に応じて管理区分変更の可否を検討する。	
3 対象機材選定	
	3.1 設定変更対象機器の明確化
	回線収容変更要領や監視収容変更要領で導出した設定変更内容を基に、設定変更対象機器を明確にし、それぞれの設定変更もしくは接続変更（警報抑止、網同期変更、設定消去）を整理する。
	3.2 撤去対象機材の明確化
	機材撤去要領で導出した撤去内容を基に、撤去対象機材リストを作成する。また、転用見込みがある I P 伝送装置／多機能多重化装置については、保管先の明確化と転用見込み先の提案を実施する。
4 全体整備計画	
	4.1 各局の所要期間検討
	整備要領の結果を基に、各局の所要期間を検討する。
	4.2 全体スケジュールの立案
	各局の所要期間を基に、整備順序の整理や他事業との整合を踏まえ、対象区間における収容変更及び廃止スケジュールの全体計画案を策定する。

附属書B
(規定)
詳細設計

B.1 適用範囲

この附属書は、統合 I P 伝送システム収容変更による既存伝送路の最適化の詳細設計について規定する。

B.2 詳細設計項目

統合 I P 伝送システム収容変更による既存伝送路の最適化の詳細設計項目は、**表B.1**に示すものを基準とし、**調達要領指定書**により指定するものとする。

表B.1—詳細設計項目

設計項目					
1 整備内容	整備範囲に残存する対象回線及び撤去対象機器の運用状況の確認を実施する。また、統合 I P 伝送システムの整備状況、他事業整備計画及び既存の I P 伝送装置及び多機能多重化装置の転用有無を確認し、据付作業・現地調整作業・回線切替作業・監視制御切替作業・撤去作業に関する作業概要の検討を行う。 検討の結果として、対象所要一覧表、回線接続図、I P 通信回線所要、監視制御項目、通信回線所要の拠点間トポロジー図、監視制御の拠点間トポロジー図及び作業項目一覧表を作成する。				
2 装置構成	整備する I P 伝送装置及び多機能多重化装置については、運用の利便性及び保守の容易性を考慮した局ごとの装置構成（系統図を含む）を検討し、装置実装図、ポート接続図、各種結線表及び局内系統図（主信号系・監視系・電源系）を作成する。				
3 据付作業	転用する I P 伝送装置及び多機能多重化装置の据付作業に関し、装置の設置及び固定、電源系及び信号系配線の整理、接続の検討を行い、局ごとに各装置のケーブル線数表、配線概略図及び据付作業工程を作成する。防衛情報通信基盤との配線接続については、調達要求元を通じて整備の整合性を図るものとする。				
4 現地調整作業	転用する I P 伝送装置及び多機能多重化装置の現地調整作業に関し、機材の設定変更、転用機材の回線切替前及び監視制御切替前の品質試験について検討し、局ごとに現地調整工程を作成する。				
5 回線切替作業	<table><tr><td>5.1 機器設定変更</td><td> 回線切替を行うに当たり、布線変更、他接続装置に影響を及ぼすアラーム処置、伝送装置機能の無効化等、関係する局に発生する既設機器の設定変更等の作業内容を明確にする。 </td></tr><tr><td>5.2 回線切替作業手順</td><td> 回線切替に関し、1 日当たりの作業時間及び端末確認数等を整理し、回線切戻しを考慮した回線切替手順及び回線切替工程、回線切替数、回線切替体制を明確にし、回線切替手順書及び多重回線割当表を作成する。なお、既存回線への影響を考慮し、極力運用への影響を少なくする対策を講じるものとする。 </td></tr></table>	5.1 機器設定変更	回線切替を行うに当たり、布線変更、他接続装置に影響を及ぼすアラーム処置、伝送装置機能の無効化等、関係する局に発生する既設機器の設定変更等の作業内容を明確にする。	5.2 回線切替作業手順	回線切替に関し、1 日当たりの作業時間及び端末確認数等を整理し、回線切戻しを考慮した回線切替手順及び回線切替工程、回線切替数、回線切替体制を明確にし、回線切替手順書及び多重回線割当表を作成する。なお、既存回線への影響を考慮し、極力運用への影響を少なくする対策を講じるものとする。
5.1 機器設定変更	回線切替を行うに当たり、布線変更、他接続装置に影響を及ぼすアラーム処置、伝送装置機能の無効化等、関係する局に発生する既設機器の設定変更等の作業内容を明確にする。				
5.2 回線切替作業手順	回線切替に関し、1 日当たりの作業時間及び端末確認数等を整理し、回線切戻しを考慮した回線切替手順及び回線切替工程、回線切替数、回線切替体制を明確にし、回線切替手順書及び多重回線割当表を作成する。なお、既存回線への影響を考慮し、極力運用への影響を少なくする対策を講じるものとする。				

表 B.1—詳細設計項目（続き）

6 監視制御切替作業	
6.1 機器設定変更	対象となる搬送網の監視制御を統合 I P 伝送システムに収容変更するに当たり，I P 伝送装置の設定変更，布線変更等の作業内容を明確にする。
6.2 監視制御切替作業手順	監視制御切替に関し，1 日当たりの作業時間及び接点取込端子数を整理し，監視制御切戻しを考慮した監視制御切替手順，監視制御切替工程，監視制御切替数及び監視制御切替体制を明確にし，監視制御切替手順書を作成する。なお，既存監視制御への影響を考慮し，極力運用への影響を少なくする対策を講じるものとする。
7 撤去作業	
撤去対象となる機材（アンテナ，空中線架台等も含む）を明確にする。また，局ごとに効率を考慮した撤去方法，作業範囲，撤去工程，他連接装置に影響を及ぼすアラーム処置及び伝送装置機能の無効化等の作業内容を明確にし，撤去機材一覧及び撤去後の機器配置図を作成する。 なお，装置依存関係等を考慮し，極力運用への影響を少なくする対策を講じるものとする。	
8 現地調査	
表 B.1 2 項から 7 項を検討するに当たり，現地調査又は調達要求元を通じたヒアリングを行い，拠点ごとに必要となる提言事項を整理する。細部については，官側と協議して対応方向を決めるものとする。	
9 局別施工計画	
統合 I P 伝送システムの整備状況及び他事業整備計画を加味し，据付作業，現地調整作業，回線切替作業，監視制御切替作業，回線廃止及び機材撤去に関する官民調整を局別に実施し，局別施工計画を策定する。	
10 全体施工計画	
表 B.1 1 項から 9 項までの設計結果を基に，事業全体（付帯設備含む）に関わる全体施工計画を作成する。	

附属書C
(規定)
実施設計

C.1 適用範囲

この附属書は、統合 I P 伝送システム収容変更による既存伝送路の最適化の実施設計について規定する。

C.2 実施設計項目

統合 I P 伝送システム収容変更による既存伝送路の最適化の実施設計項目は、**表C.1**に示すものを基準とし、**調達要領指定書**により指定するものとする。

表C.1—実施設計項目

設計項目	
1 施工設計	
1.1 案内図	
	局ごとの案内図を作成する。
1.2 立面図	
	局ごとの空中線，導波管，無線装置の立面図を作成する。
1.3 機器配置図	
	局ごとの機器配置図を作成する。
1.4 配線接続図	
	局ごとに配線接続（ケーブルルート）図を作成する。
1.5 端子板収容図	
	局ごとの端子板収容図を作成する。
2 現地調整	
2.1 現地調整手順書	
	局ごとに現地調整対象となる装置の現地調整手順書を作成する。

附属書D
(規定)
技術審査実施要領

D.1 適用範囲

この附属書は、統合 I P 伝送システム収容変更による既存伝送路の最適化役務の契約における技術審査の実施要領（以下「本要領」という。）について適用する。

D.2 目的

技術審査の目的は、契約相手方が仕様書に基づき実施した設計活動及び設計結果について、その妥当性を審査するものである。

D.3 審査会の構成及び所掌事項

D.3.1 審査会の構成

審査会の構成は、審査主任、審査主任補佐、審査委員とする。

- a) 審査主任は、統合幕僚監部首席指揮通信システム官付指揮通信システム官（サイバー）とする。
- b) 審査主任補佐は、統合幕僚監部首席指揮通信システム官付指揮通信システム開発室長とする。
- c) 審査委員は、審査主任から指名又は依頼する機関等の職員とする。

D.3.2 所掌事項

- a) **審査主任** 技術審査を統括する。
- b) **審査主任補佐** 主任を補佐し、技術審査の実施について担任する。
- c) **審査委員** 主任の指示に従い審査を実施する。

D.4 審査項目

審査項目は、表D.1のとおりとする。

表D.1－審査項目

審査項目	審査内容	審査予定時期	審査方式	備考
計画審査	事業計画書（体制、事業線表、計画、保全等）の妥当性について審査する。	契約後すみやかに。	対面方式又は書類方式等の方式を、	――
設計審査	次の設計の妥当性について、審査する。 1 基本設計 2 詳細設計	事業計画書による。	調達要求元と調整し、決定する。	――

D.5 審査の申請

契約相手方は、原則として審査希望日の1ヶ月前までに、希望する日時、審査方式及び審査事項を記載した審査申請書を、審査主任に提出する。

D.6 審査の実施

審査主任は、契約相手方と細部日程等を調整の上、審査を実施するものとする。

D.7 審査結果の通知

審査主任は、契約相手方に審査結果を通知する。

D.8 審査結果の処置

契約相手方は、審査主任から通知された審査結果の指摘事項に基づき、所要の処置をとるものとする。

D.9 その他

契約相手方は、審査に先立ち、必要に応じて、予備審査を受けることができる。

調達要領指定書	発簡番号	－
	調達要求番号	26K2E06011
	調達要求年月日	令和8年8月3日
	作成部課	統合幕僚監部首席指揮通信システム官
	作成年月日	令和8年7月30日
品名	既存伝送路の最適化整備に関する役務	
仕様書番号	J S O－25－6031B	

指定事項：本調達は、次による。

3.3 設計の実施事項

設計の有無及び対象となる区間、駐屯地及び基地等は、次による。

- 統合IP伝送システム収容変更による地上マイクロ網等の既存伝送路の最適化整備に関する役務（以下「本役務」という。）に関する基本設計の対象区間は、監視制御のIP化整備及び機材撤去等に関わる区間とし、基本設計の実施対象となる駐屯地・基地等は、**別表1**による。
- 本役務の実施対象となる駐屯地・基地等における詳細設計項目は、**別表2**による。
- 本役務の実施対象となる駐屯地・基地等における実施設計項目は、**別表3**による。

4.1 対象拠点、対象機器及び数量等

- 対象となる駐屯地・基地等又は部隊は、**別表5**による。
- 対象機器及び数量の指定は無い。

5.3 現地調査

現地調査の対象となる駐屯地・基地等は、次による。

- 基本設計に係る現地調査の対象となる駐屯地・基地等は、**別表1**による。
- 詳細設計及び実施設計に係る現地調査の対象となる駐屯地・基地等は、**別表2**による。

5.4 現地調整

現地調整の内容、対象となる駐屯地・基地等又は部隊は、**別表5**による。

5.5 回線切替

回線切替を実施する駐屯地・基地等又は部隊は、**別表5**による。

5.6 監視制御切替

監視制御切替を実施する駐屯地・基地等又は部隊は、**別表5**による。

5.7 機器設定変更

機器設定変更の対象となる駐屯地・基地等又は部隊は、**別表5**による。

5.8 撤去

機材撤去の対象となる駐屯地・基地等又は部隊は、**別表5**による。

7.2 官給品

官給品の指定は無い。

7.3 提出書類

数量、提出時期及び提出場所は、**別表4**による。

別表 1 (1 / 2)

番号	対象となる駐屯地・基地等	番号	対象となる駐屯地・基地等
1	陸上自衛隊市ヶ谷駐屯地 ★	33	航空自衛隊柏送信所 ★
2	海上自衛隊厚木航空基地	34	航空自衛隊百里基地 ★
3	陸上自衛隊福岡駐屯地	35	国土交通省東京航空交通管制部（所沢） ★
4	陸上自衛隊健軍駐屯地	36	航空自衛隊入間基地 ★
5	海上自衛隊佐世保基地	37	陸上自衛隊朝霞駐屯地
6	航空自衛隊三沢基地	38	陸上自衛隊相馬原駐屯地 ★
7	陸上自衛隊仙台駐屯地	39	海上自衛隊横須賀基地 ★
8	海上自衛隊小松島航空基地 ★	40	航空自衛隊浜松基地（無線局舎）
9	航空自衛隊春日基地（防マイ局舎）	41	航空自衛隊静浜基地
10	陸上自衛隊島松駐屯地 ★	42	航空自衛隊横田基地
11	陸上自衛隊北千歳駐屯地 ★	43	航空自衛隊横田基地（無線局舎東側）
12	航空自衛隊東北町分屯基地 ★	44	航空自衛隊横田基地（無線局舎西側）
13	陸上自衛隊安平駐屯地 ★	45	航空自衛隊笠取山分屯基地（無線局舎）
14	海上自衛隊八戸航空基地	46	航空自衛隊小牧基地
15	陸上自衛隊大宮駐屯地 ★	47	陸上自衛隊千僧駐屯地
16	海上自衛隊下総航空基地 ★	48	陸上自衛隊練馬駐屯地 ★
17	海上自衛隊市原送信所 ★	49	航空自衛隊府中基地
18	陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地 ★	50	航空自衛隊府中基地（無線局舎） ★
19	陸上自衛隊十条駐屯地 ★	51	航空自衛隊御前崎分屯基地
20	航空自衛隊木更津分屯基地 ★	52	航空自衛隊高蔵寺分屯基地
21	海上自衛隊船越基地	53	航空自衛隊防府北基地
22	陸上自衛隊松戸駐屯地 ★	54	海上自衛隊琴海中継所
23	陸上自衛隊古河駐屯地	55	航空自衛隊大滝根山分屯基地（無線局舎）
24	航空自衛隊熊谷基地	56	陸上自衛隊熊の頭中継所 ★
25	陸上自衛隊郡山駐屯地	57	航空自衛隊天間林中継所 ★
26	陸上自衛隊北宇都宮駐屯地 ★	58	陸上自衛隊烏峠中継所
27	陸上自衛隊宇都宮駐屯地 ★	59	海上自衛隊秦野大山中継所
28	陸上自衛隊小平駐屯地 ★	60	航空自衛隊柚木中継所 ★
29	陸上自衛隊土浦駐屯地 ★	61	陸上自衛隊八方高原中継所
30	陸上自衛隊下志津駐屯地	62	航空自衛隊浜石岳中継所
31	陸上自衛隊下志津駐屯地（無線） ★	63	航空自衛隊岳山中継所
32	海上自衛隊飯岡受信所 ★	64	陸上自衛隊榊山中継所 ★

★：基本設計に係る現地調査の対象となる駐屯地・基地等

別表 1 (2 / 2)

番号	対象となる駐屯地・基地等	番号	対象となる駐屯地・基地等
65	航空自衛隊大平山中継所	71	陸上自衛隊赤城山中継所 ★
66	航空自衛隊日出生台中継所	72	航空自衛隊八郷中継所 ★
67	陸上自衛隊釈迦岳中継所	73	航空自衛隊三舟山中継所 ★
68	陸上自衛隊西岳中継所	74	陸上自衛隊南恵庭駐屯地 ★
69	陸上自衛隊三の岳中継所	75	陸上自衛隊北恵庭駐屯地 ★
70	海上自衛隊瑞穂中継所	76	海上自衛隊小松島航空隊那賀川送信所 ★

★：基本設計に係る現地調査の対象となる駐屯地・基地等

別表 2 (1 / 9)

詳細設計項目		対象となる駐屯地・基地等										
		陸上自衛隊中央基地システム通信隊	海上自衛隊呉サイバー防護隊	陸上自衛隊第304基地通信中隊	陸上自衛隊第302基地システム通信中隊	航空自衛隊第13警戒隊通信電子小隊	海上自衛隊鹿児島音響測定所	陸上自衛隊第302基地通信中隊	航空自衛隊第3航空団基地業務群サイバー運用隊	陸上自衛隊第303基地システム通信中隊	陸上自衛隊第304基地システム通信中隊	陸上自衛隊第314基地通信中隊岩見沢派遣隊
		(市ヶ谷)	(呉)	(福岡)	(健軍)	(高畑山)	(福山)	(帯広)	(三沢)	(仙台)	(伊丹)	(岩見沢)
1	整備内容	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	装置構成	—	○	—	—	—	—	—	○	○	—	—
3	据付作業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4	現地調整作業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
5	回線切替作業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
6	監視制御切替作業	—	○	—	—	—	—	—	○	○	—	—
7	撤去作業	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○
8	現地調査	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
9	局別施工計画	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
10	全体施工計画	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

○で記載した部分を対象とする。

別表 2 (2/9)

詳細設計項目		対象となる駐屯地・基地等										
		陸上自衛隊第301基地通信中隊	陸上自衛隊第301基地通信中隊留萌派遣隊	陸上自衛隊第314基地通信中隊丘珠派遣隊	海上自衛隊大湊サイバー防護隊	航空自衛隊第4補給処東北支処業務課サイバー運用班	海上自衛隊八戸サイバー防護分遣隊	陸上自衛隊第305基地通信中隊岩手派遣隊	陸上自衛隊第303基地システム通信中隊船岡派遣隊	陸上自衛隊第315基地通信中隊福島派遣隊	陸上自衛隊第315基地通信中隊郡山派遣隊	航空自衛隊第4航空団基地業務群サイバー運用隊
		(旭川)	(留萌)	(丘珠)	(大湊)	(東北町)	(八戸)	(岩手)	(船岡)	(福島)	(郡山)	(松島)
1	整備内容	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	装置構成	—	—	—	—	○	○	○	—	—	○	○
3	据付作業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4	現地調整作業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
5	回線切替作業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—
6	監視制御切替作業	—	—	—	○	○	○	○	—	—	—	○
7	撤去作業	○	○	○	—	—	—	—	○	○	—	—
8	現地調査	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○
9	局別施工計画	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
10	全体施工計画	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

○で記載した部分を対象とする。

別表 2 (3 / 9)

詳細設計項目		対象となる駐屯地・基地等										
		航空自衛隊幹部学校業務部サイバー運用課	陸上自衛隊第303基地システム通信中隊霞目派遣隊	航空自衛隊第1警戒隊通信電子小隊	海上自衛隊舞鶴サイバー防護隊	海上自衛隊岩国サイバー防護分遣隊	航空自衛隊第8航空団基地業務群サイバー運用隊	陸上自衛隊第312基地通信中隊	陸上自衛隊第305基地システム通信中隊富士派遣隊	陸上自衛隊第318基地通信中隊姫路派遣隊	陸上自衛隊第318基地通信中隊青野原派遣隊	陸上自衛隊第318基地通信中隊八尾派遣隊
		(目黒)	(霞目)	(笠取山(無線))	(舞鶴)	(岩国)	(築城)	(海田市)	(富士)	(姫路)	(青野原)	(八尾)
1	整備内容	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	装置構成	○	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—
3	据付作業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4	現地調整作業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
5	回線切替作業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
6	監視制御切替作業	○	—	—	○	○	—	○	○	○	—	—
7	撤去作業	○	○	○	—	○	○	—	○	—	○	○
8	現地調査	○	○	○	○	○	○	—	○	—	○	○
9	局別施工計画	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
10	全体施工計画	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

○で記載した部分を対象とする。

別表 2 (4 / 9)

詳細設計項目		対象となる駐屯地・基地等										
		陸上自衛隊第318基地通信中隊信太山派遣隊 (信太山)	陸上自衛隊第312基地通信中隊三軒屋派遣隊 (三軒屋)	陸上自衛隊第306基地通信中隊明野派遣隊 (明野)	海上自衛隊呉サイバー防護隊(膳棚山中継所) (膳棚山)	航空自衛隊第12飛行教育団基地業務群サイバー運用隊 (防府北)	海上自衛隊岩国サイバー防護分遣隊(美川送信所) (美川)	陸上自衛隊第304基地通信中隊別府派遣隊 (別府)	陸上自衛隊第319基地通信中隊高遊原派遣隊 (高遊原)	陸上自衛隊第318基地通信中隊大久保派遣隊 (大久保)	陸上自衛隊第318基地通信中隊宇治派遣隊 (宇治)	陸上自衛隊第318基地通信中隊桂派遣隊 (桂)
1	整備内容	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	装置構成	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—
3	据付作業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4	現地調整作業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
5	回線切替作業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
6	監視制御切替作業	—	○	—	○	—	—	○	—	—	—	—
7	撤去作業	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○
8	現地調査	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○
9	局別施工計画	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
10	全体施工計画	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

○で記載した部分を対象とする。

別表 2 (5/9)

詳細設計項目		対象となる駐屯地・基地等										
		航空自衛隊第27警戒隊通信電子小隊 (大滝根(無線))	航空自衛隊第14高射隊整備小隊 (白山)	陸上自衛隊第301基地システム通信中隊(藻岩山中継所) (藻岩山)	海上自衛隊大湊サイバー防護隊(大石八森中継所) (大石八森)	海上自衛隊大湊サイバー防護隊(障子山中継所) (障子山)	航空自衛隊第3航空団基地業務群サイバー運用隊(野辺地中継所) (野辺地)	航空自衛隊第3航空団基地業務群サイバー運用隊(天間林中継所) (天間林)	海上自衛隊八戸サイバー防護分遣隊(倉石中継所) (倉石)	陸上自衛隊第305基地通信中隊岩手派遣隊(折爪中継所) (折爪)	陸上自衛隊第305基地通信中隊岩手派遣隊(笹森山中継所) (笹森山)	陸上自衛隊第305基地通信中隊岩手派遣隊(拝峠中継所) (拝峠)
1	整備内容	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	装置構成	—	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○
3	据付作業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4	現地調整作業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
5	回線切替作業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
6	監視制御切替作業	—	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○
7	撤去作業	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—
8	現地調査	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
9	局別施工計画	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
10	全体施工計画	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

○で記載した部分を対象とする。

別表 2 (6 / 9)

詳細設計項目		対象となる駐屯地・基地等										
		陸上自衛隊第303基地システム通信中隊 (束稲山中継所)	航空自衛隊第4航空団基地業務群サイバー運用隊 (豊里中継所)	航空自衛隊第4航空団基地業務群サイバー運用隊 (上品山中継所)	陸上自衛隊第303基地システム通信中隊 (手倉山中継所)	陸上自衛隊第315基地通信中隊郡山派遣隊 (鳥峠中継所)	海上自衛隊岩国サイバー防護分遣隊 (銭壺山中継所)	海上自衛隊岩国サイバー防護分遣隊 (上郷中継所)	海上自衛隊厚木サイバー防護分遣隊 (秦野大山中継所)	陸上自衛隊第305基地システム通信中隊富士派遣隊 (越前岳中継所)	陸上自衛隊第304基地システム通信中隊 (生駒中継所)	海上自衛隊舞鶴サイバー防護隊 (槇山中継所)
1	整備内容	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	装置構成	○	○	○	○	—	○	○	—	○	—	○
3	据付作業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4	現地調整作業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
5	回線切替作業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
6	監視制御切替作業	○	○	○	○	—	○	○	—	○	—	○
7	撤去作業	—	—	—	○	○	○	○	○	—	○	—
8	現地調査	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
9	局別施工計画	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
10	全体施工計画	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

○で記載した部分を対象とする。

別表 2 (7/9)

詳細設計項目		対象となる駐屯地・基地等										
		陸上自衛隊第318基地通信中隊姫路派遣隊(広峰中継所)	陸上自衛隊第318基地通信中隊姫路派遣隊(柳山中継所)	陸上自衛隊第312基地通信中隊三軒屋派遣隊(福石中継所)	陸上自衛隊第312基地通信中隊三軒屋派遣隊(木倉中継所)	陸上自衛隊第312基地通信中隊三軒屋派遣隊(金甲山中継所)	陸上自衛隊第312基地通信中隊三軒屋派遣隊(鉢山中継所)	陸上自衛隊第312基地通信中隊(彦山中継所)	陸上自衛隊第312基地通信中隊(御調中継所)	海上自衛隊呉サイバー防護隊(灰ヶ峰中継所)	海上自衛隊呉サイバー防護隊(野登呂山中継所)	航空自衛隊第12飛行教育団基地業務群サイバー運用隊(大平山中継所)
1	整備内容	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	装置構成	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
3	据付作業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4	現地調整作業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
5	回線切替作業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
6	監視制御切替作業	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
7	撤去作業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○
8	現地調査	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
9	局別施工計画	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
10	全体施工計画	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

○で記載した部分を対象とする。

別表 2 (8 / 9)

詳細設計項目		対象となる駐屯地・基地等										
		陸上自衛隊第304基地通信中隊別府派遣隊(国東中継所)	航空自衛隊第8航空団基地業務群サイバー運用隊(日出生台中継所)	陸上自衛隊第304基地通信中隊玖珠派遣隊(釈迦岳中継所)	陸上自衛隊第302基地通信中隊鹿追派遣隊(然別中継所)	陸上自衛隊第301基地通信中隊上富良野派遣隊(落合岳中継所)	陸上自衛隊第301基地通信中隊上富良野派遣隊(石山台中継所)	陸上自衛隊第301基地通信中隊(神居山中継所)	陸上自衛隊第314基地通信中隊滝川派遣隊(新十津川中継所)	陸上自衛隊第301基地通信中隊上富良野派遣隊(多田中継所)	陸上自衛隊第305基地システム通信中隊富士派遣隊(太郎坊中継所)	陸上自衛隊第304基地通信中隊別府派遣隊(山浦中継所)
1	整備内容	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	装置構成	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3	据付作業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4	現地調整作業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
5	回線切替作業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
6	監視制御切替作業	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
7	撤去作業	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
8	現地調査	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
9	局別施工計画	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
10	全体施工計画	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

○で記載した部分を対象とする。

別表 2 (9 / 9)

詳細設計項目		対象となる駐屯地・基地等					
		陸上自衛隊第302基地システム通信中隊（不知火中継所）	陸上自衛隊第302基地システム通信中隊（大関山中継所）	陸上自衛隊第303基地システム通信中隊船岡派遣隊（次郎太郎山中継所）	航空自衛隊第45警戒隊	航空自衛隊第8航空団基地業務群サイバー運用隊（豊津局舎）	共通（個別の拠点に依存しない項目）
		（不知火）	（大関山）	（次郎太郎）	（当別）	（築城（豊津局舎））	
1	整備内容	○	○	○	○	○	—
2	装置構成	—	—	—	—	—	—
3	据付作業	—	—	—	—	—	—
4	現地調整作業	—	—	—	—	—	—
5	回線切替作業	—	—	—	—	—	—
6	監視制御切替作業	—	—	—	—	—	—
7	撤去作業	○	○	○	○	○	—
8	現地調査	○	○	○	○	○	—
9	局別施工計画	○	○	○	○	○	—
10	全体施工計画	○	○	○	○	○	—

○で記載した部分を対象とする。

別表 3 (1 / 9)

実施設計項目		対象となる駐屯地・基地等										
		陸上自衛隊中央基地システム通信隊	海上自衛隊呉サイバー防護隊	陸上自衛隊第304基地通信中隊	陸上自衛隊第302基地システム通信中隊	航空自衛隊第13警戒隊通信電子小隊	海上自衛隊鹿児島音響測定所	陸上自衛隊第302基地通信中隊	航空自衛隊第3航空団基地業務群サイバー運用隊	陸上自衛隊第303基地システム通信中隊	陸上自衛隊第304基地システム通信中隊	陸上自衛隊第314基地通信中隊岩見沢派遣隊
		(市ヶ谷)	(呉)	(福岡)	(健軍)	(高畑山)	(福山)	(帯広)	(三沢)	(仙台)	(伊丹)	(岩見沢)
1.1	案内図	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
1.2	立面図	—	—	—	○	○	○	○	—	○	—	○
1.3	機器配置図	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
1.4	配線接続図	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○
1.5	端子板収容図	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2.1	現地調整手順書	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

○で記載した部分を対象とする。

別表3 (2/9)

実施設計項目		対象となる駐屯地・基地等										
		陸上自衛隊第301基地通信中隊	陸上自衛隊第301基地通信中隊留萌派遣隊	陸上自衛隊第314基地通信中隊丘珠派遣隊	海上自衛隊大湊サイバー防護隊	航空自衛隊第4補給処東北支処業務課サイバー運用班	海上自衛隊八戸サイバー防護分遣隊	陸上自衛隊第305基地通信中隊岩手派遣隊	陸上自衛隊第303基地システム通信中隊船岡派遣隊	陸上自衛隊第315基地通信中隊福島派遣隊	陸上自衛隊第315基地通信中隊郡山派遣隊	航空自衛隊第4航空団基地業務群サイバー運用隊
		(旭川)	(留萌)	(丘珠)	(大湊)	(東北町)	(八戸)	(岩手)	(船岡)	(福島)	(郡山)	(松島)
1.1	案内図	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
1.2	立面図	○	○	○	—	—	—	—	○	○	—	—
1.3	機器配置図	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
1.4	配線接続図	○	○	○	—	—	—	—	○	○	—	—
1.5	端子板収容図	○	○	○	—	○	○	○	○	○	—	○
2.1	現地調整手順書	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

○で記載した部分を対象とする。

別表 3 (3 / 9)

実施設計項目		対象となる駐屯地・基地等										
		航空自衛隊幹部学校業務部サイバー運用課 (目黒)	陸上自衛隊第303基地システム通信中隊霞目派遣隊 (霞目)	航空自衛隊第1警戒隊通信電子小隊 (笠取山(無線))	海上自衛隊舞鶴サイバー防護隊 (舞鶴)	海上自衛隊岩国サイバー防護分遣隊 (岩国)	航空自衛隊第8航空団基地業務群サイバー運用隊 (築城)	陸上自衛隊第312基地通信中隊 (海田市)	陸上自衛隊第305基地システム通信中隊富士派遣隊 (富士)	陸上自衛隊第318基地通信中隊姫路派遣隊 (姫路)	陸上自衛隊第318基地通信中隊青野原派遣隊 (青野原)	陸上自衛隊第318基地通信中隊八尾派遣隊 (八尾)
1.1	案内図	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
1.2	立面図	○	○	○	—	○	○	—	○	—	○	○
1.3	機器配置図	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
1.4	配線接続図	○	○	○	—	○	○	—	○	—	○	○
1.5	端子板収容図	○	○	○	○	○	○	—	○	—	○	○
2.1	現地調整手順書	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

○で記載した部分を対象とする。

別表 3 (4/9)

実施設計項目		対象となる駐屯地・基地等										
		陸上自衛隊第318基地通信中隊信太山派遣隊 (信太山)	陸上自衛隊第312基地通信中隊三軒屋派遣隊 (三軒屋)	陸上自衛隊第306基地通信中隊明野派遣隊 (明野)	海上自衛隊呉サイバー防護隊(膳棚山中継所) (膳棚山)	航空自衛隊第12飛行教育団基地業務群サイバー運用隊 (防府北)	海上自衛隊岩国サイバー防護分遣隊(美川送信所) (美川)	陸上自衛隊第304基地通信中隊別府派遣隊 (別府)	陸上自衛隊第319基地通信中隊高遊原派遣隊 (高遊原)	陸上自衛隊第318基地通信中隊大久保派遣隊 (大久保)	陸上自衛隊第318基地通信中隊宇治派遣隊 (宇治)	陸上自衛隊第318基地通信中隊桂派遣隊 (桂)
1.1	案内図	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
1.2	立面図	○	—	○	—	—	○	○	○	○	○	○
1.3	機器配置図	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
1.4	配線接続図	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○
1.5	端子板収容図	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2.1	現地調整手順書	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

○で記載した部分を対象とする。

別表 3 (5 / 9)

実施設計項目		対象となる駐屯地・基地等										
		航空自衛隊第27警戒隊通信電子小隊 (大滝根(無線))	航空自衛隊第14高射隊整備小隊 (白山)	陸上自衛隊第301基地システム通信中隊(藻岩山中継所) (藻岩山)	海上自衛隊大湊サイバー防護隊(大石八森中継所) (大石八森)	海上自衛隊大湊サイバー防護隊(障子山中継所) (障子山)	航空自衛隊第3航空団基地業務群サイバー運用隊(野辺地中継所) (野辺地)	航空自衛隊第3航空団基地業務群サイバー運用隊(天間林中継所) (天間林)	海上自衛隊八戸サイバー防護分遣隊(倉石中継所) (倉石)	陸上自衛隊第305基地通信中隊岩手派遣隊(折爪中継所) (折爪)	陸上自衛隊第305基地通信中隊岩手派遣隊(笹森山中継所) (笹森山)	陸上自衛隊第305基地通信中隊岩手派遣隊(拝峠中継所) (拝峠)
1.1	案内図	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
1.2	立面図	—	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—
1.3	機器配置図	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
1.4	配線接続図	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—
1.5	端子板収容図	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2.1	現地調整手順書	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

○で記載した部分を対象とする。

別表 3 (6/9)

実施設計項目		対象となる駐屯地・基地等										
		陸上自衛隊第303基地システム通信中隊 (東稲山中継所)	航空自衛隊第4航空団基地業務群サイバー運用隊 (豊里)	航空自衛隊第4航空団基地業務群サイバー運用隊 (上品山中継所)	陸上自衛隊第303基地システム通信中隊 (手倉山中継所)	陸上自衛隊第315基地通信中隊郡山派遣隊 (鳥峠中継所)	海上自衛隊岩国サイバー防護分遣隊 (銭壺山中継所)	海上自衛隊岩国サイバー防護分遣隊 (上郷中継所)	海上自衛隊厚木サイバー防護分遣隊 (秦野大山中継所)	陸上自衛隊第305基地システム通信中隊富士派遣隊 (越前岳中継所)	陸上自衛隊第304基地システム通信中隊 (生駒中継所)	海上自衛隊舞鶴サイバー防護隊 (槇山中継所)
1.1	案内図	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
1.2	立面図	—	—	—	○	—	○	—	○	—	○	—
1.3	機器配置図	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
1.4	配線接続図	—	—	—	○	○	○	○	○	—	○	—
1.5	端子板収容図	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2.1	現地調整手順書	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

○で記載した部分を対象とする。

別表 3 (7/9)

実施設計項目		対象となる駐屯地・基地等										
		陸上自衛隊第318基地通信中隊姫路派遣隊 (広峰中継所)	陸上自衛隊第318基地通信中隊姫路派遣隊 (神山中継所)	陸上自衛隊第312基地通信中隊三軒屋派遣隊 (福石中継所)	陸上自衛隊第312基地通信中隊三軒屋派遣隊 (木倉中継所)	陸上自衛隊第312基地通信中隊三軒屋派遣隊 (金甲山中継所)	陸上自衛隊第312基地通信中隊三軒屋派遣隊 (鉢山中継所)	陸上自衛隊第312基地通信中隊 (彦山中継所)	陸上自衛隊第312基地通信中隊 (御調中継所)	海上自衛隊呉サイバー防護隊 (灰ヶ峰中継所)	海上自衛隊呉サイバー防護隊 (野登呂山中継所)	航空自衛隊第12飛行教育団基地業務群サイバー運用隊 (大平山中継所)
1.1	案内図	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
1.2	立面図	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1.3	機器配置図	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
1.4	配線接続図	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○
1.5	端子板収容図	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2.1	現地調整手順書	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

○で記載した部分を対象とする。

別表3 (8/9)

実施設計項目		対象となる駐屯地・基地等										
		陸上自衛隊第304基地通信中隊別府派遣隊(国東中継所)	航空自衛隊第8航空団基地業務群サイバー運用隊(日出生台中継所)	陸上自衛隊第304基地通信中隊玖珠派遣隊(釈迦岳中継所)	陸上自衛隊第302基地通信中隊鹿追派遣隊(然別中継所)	陸上自衛隊第301基地通信中隊上富良野派遣隊(落合岳中継所)	陸上自衛隊第301基地通信中隊上富良野派遣隊(石山台中継所)	陸上自衛隊第301基地通信中隊(神居山中継所)	陸上自衛隊第314基地通信中隊滝川派遣隊(新十津川中継所)	陸上自衛隊第301基地通信中隊上富良野派遣隊(多田中継所)	陸上自衛隊第305基地システム通信中隊富士派遣隊(太郎坊中継所)	陸上自衛隊第304基地通信中隊別府派遣隊(山浦中継所)
1.1	案内図	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
1.2	立面図	○	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○
1.3	機器配置図	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
1.4	配線接続図	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
1.5	端子板収容図	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2.1	現地調整手順書	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

○で記載した部分を対象とする。

別表 3 (9 / 9)

実施設計項目		対象となる駐屯地・基地等				
		陸上自衛隊第 3 0 2 基地システム通信中隊 (不知火中継所)	陸上自衛隊第 3 0 2 基地システム通信中隊 (大関山中継所)	陸上自衛隊第 3 0 3 基地システム通信中隊船岡派遣隊 (次郎太郎山中継所)	航空自衛隊第 4 5 警戒隊	航空自衛隊第 8 航空団基地業務群サイバー運用隊 (豊津局舎)
		(不知火)	(大関山)	(次郎太郎)	(当別)	(築城 (豊津局舎))
1. 1	案内図	○	○	○	○	○
1. 2	立面図	○	○	○	○	○
1. 3	機器配置図	○	○	○	○	○
1. 4	配線接続図	○	○	○	○	○
1. 5	端子板収容図	○	○	○	○	○
2. 1	現地調整手順書	—	—	—	—	—

○で記載した部分を対象とする。

別表 4

番号	品名	提出時期	提出場所及び数量				備考
			統合幕僚監部首席指揮通信システム官	陸上幕僚監部指揮通信システム・情報部指揮通信システム課	海上幕僚監部指揮通信情報部指揮通信課	航空幕僚監部防衛部事業計画課第2課	
1	事業計画書	契約後すみやかに*	(1)	(1)	(1)	(1)	
2	基本設計書	審査終了後すみやかに*	(1)	(1)	(1)	(1)	
3	詳細設計書	審査終了後すみやかに*	(1)	(1)	(1)	(1)	
4	実施設計書	現地作業の1ヶ月前まで*	(1)	(1)	(1)	(1)	
5	知的財産管理報告書	納期まで	(1)	—	—	—	

*細部は計画審査時に確定する。
 () 内の数量は電子データを示す。

別表 5 (1/9)

項目	対象となる駐屯地・基地等又は部隊										
	陸上自衛隊中央基地システム通信隊	海上自衛隊呉サイバー防護隊	陸上自衛隊第304基地通信中隊	陸上自衛隊第302基地システム通信中隊	航空自衛隊第13警戒隊通信電子小隊	海上自衛隊鹿児島音響測定所	陸上自衛隊第302基地通信中隊	航空自衛隊第3航空団基地業務群サイバー運用隊	陸上自衛隊第303基地システム通信中隊	陸上自衛隊第304基地システム通信中隊	陸上自衛隊第314基地通信中隊岩見沢派遣隊
	(市ヶ谷)	(呉)	(福岡)	(健軍)	(高畑山)	(福山)	(帯広)	(三沢)	(仙台)	(伊丹)	(岩見沢)
据付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
官給品の据付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
現地調整	—	—	—	—	—	—	—	○*	—	—	—
回線切替	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—
監視制御切替	—	○	—	—	—	—	—	○	○	—	—
機器設定変更	—	○	—	—	—	—	—	○	○	—	—
撤去対象機器	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
伝送端局装置	○	○	○	○	—	—	—	—	—	○	—
無線装置	—	—	—	○	○	○	○	—	○	—	○

○で記載した部分を対象とする。

*対向試験を実施するものとする。

別表5 (2/9)

項目	対象となる駐屯地・基地等又は部隊										
	陸上自衛隊第301基地通信中隊 (旭川)	陸上自衛隊第301基地通信中隊留萌派遣隊 (留萌)	陸上自衛隊第314基地通信中隊丘珠派遣隊 (丘珠)	海上自衛隊大湊サイバー防護隊 (大湊)	航空自衛隊第4補給処東北支処業務課サイバー運用班 (東北町)	海上自衛隊八戸サイバー防護分遣隊 (八戸)	陸上自衛隊第305基地通信中隊岩手派遣隊 (岩手)	陸上自衛隊第303基地システム通信中隊船岡派遣隊 (船岡)	陸上自衛隊第315基地通信中隊福島派遣隊 (福島)	陸上自衛隊第315基地通信中隊郡山派遣隊 (郡山)	航空自衛隊第4航空団基地業務群サイバー運用隊 (松島)
据付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
官給品の据付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
現地調整	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
回線切替	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—
監視制御切替	—	—	—	○	○	○	○	—	—	—	○
機器設定変更	—	—	—	—	○	○	○	—	—	○	○
撤去対象機器	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
伝送端局装置	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—
無線装置	○	○	○	—	—	—	—	○	○	—	—

○で記載した部分を対象とする。

*対向試験を実施するものとする。

別表5 (3/9)

項目	対象となる駐屯地・基地等又は部隊										
	航空自衛隊幹部学校業務部サイバー運用課 (目黒)	陸上自衛隊第303基地システム通信中隊霞目派遣隊 (霞目)	航空自衛隊第1警戒隊通信電子小隊 (笠取山(無線))	海上自衛隊舞鶴サイバー防護隊 (舞鶴)	海上自衛隊岩国サイバー防護分遣隊 (岩国)	航空自衛隊第8航空団基地業務群サイバー運用隊 (築城)	陸上自衛隊第312基地通信中隊 (海田市)	陸上自衛隊第305基地システム通信中隊富士派遣隊 (富士)	陸上自衛隊第318基地通信中隊姫路派遣隊 (姫路)	陸上自衛隊第318基地通信中隊青野原派遣隊 (青野原)	陸上自衛隊第318基地通信中隊八尾派遣隊 (八尾)
据付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
官給品の据付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
現地調整	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
回線切替	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
監視制御切替	○	—	—	○	○	—	○	○	○	—	—
機器設定変更	○	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—
撤去対象機器	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
伝送端局装置	—	○	○	—	○	○	—	—	—	—	—
無線装置	○	○	○	—	○	○	—	○	—	○	○

○で記載した部分を対象とする。

*対向試験を実施するものとする。

別表 5 (4 / 9)

項目	対象となる駐屯地・基地等又は部隊										
	陸上自衛隊第318基地通信中隊信太山派遣隊 (信太山)	陸上自衛隊第312基地通信中隊三軒屋派遣隊 (三軒屋)	陸上自衛隊第306基地通信中隊明野派遣隊 (明野)	海上自衛隊呉サイバー防護隊(膳棚山中継所) (膳棚山)	航空自衛隊第12飛行教育団基地業務群サイバー運用隊 (防府北)	海上自衛隊岩国サイバー防護分遣隊(美川送信所) (美川)	陸上自衛隊第304基地通信中隊別府派遣隊 (別府)	陸上自衛隊第319基地通信中隊高遊原派遣隊 (高遊原)	陸上自衛隊第318基地通信中隊大久保派遣隊 (大久保)	陸上自衛隊第318基地通信中隊宇治派遣隊 (宇治)	陸上自衛隊第318基地通信中隊桂派遣隊 (桂)
据付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
官給品の据付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
現地調整	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
回線切替	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
監視制御切替	—	○	—	○	—	—	○	—	—	—	—
機器設定変更	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—
撤去対象機器	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
伝送端局装置	—	—	—	○	○	○	—	○	—	—	—
無線装置	○	—	○	—	—	○	○	○	○	○	○

○で記載した部分を対象とする。

*対向試験を実施するものとする。

別表 5 (5/9)

項目	対象となる駐屯地・基地等又は部隊										
	航空自衛隊第27警戒隊通信電子小隊 (大滝根(無線))	航空自衛隊第14高射隊整備小隊 (白山)	陸上自衛隊第301基地システム通信中隊(藻岩山中継所) (藻岩山)	海上自衛隊大湊サイバー防護隊(大石八森中継所) (大石八森)	海上自衛隊大湊サイバー防護隊(障子山中継所) (障子山)	航空自衛隊第3航空団基地業務群サイバー運用隊(野辺地中継所) (野辺地)	航空自衛隊第3航空団基地業務群サイバー運用隊(天間林中継所) (天間林)	海上自衛隊八戸サイバー防護分遣隊(倉石中継所) (倉石)	陸上自衛隊第305基地通信中隊岩手派遣隊(折爪中継所) (折爪)	陸上自衛隊第305基地通信中隊岩手派遣隊(笹森山中継所) (笹森山)	陸上自衛隊第305基地通信中隊岩手派遣隊(拝峠中継所) (拝峠)
据付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
官給品の据付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
現地調整	—	—	—	—	—	○*	○*	—	—	—	—
回線切替	—	—	—	—	—	○	○	—	—	—	—
監視制御切替	—	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○
機器設定変更	—	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○
撤去対象機器	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
伝送端局装置	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
無線装置	—	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—

○で記載した部分を対象とする。

*対向試験を実施するものとする。

別表5 (6/9)

項目	対象となる駐屯地・基地等又は部隊										
	陸上自衛隊第303基地システム通信中隊 (束稲山中継所)	航空自衛隊第4航空団基地業務群サイバー運用隊 (豊里)	航空自衛隊第4航空団基地業務群サイバー運用隊 (上品山中継所)	陸上自衛隊第303基地システム通信中隊 (手倉山中継所)	陸上自衛隊第315基地通信中隊郡山派遣隊 (烏峠)	海上自衛隊岩国サイバー防護分遣隊 (銭壺山中継所)	海上自衛隊岩国サイバー防護分遣隊 (上郷)	海上自衛隊厚木サイバー防護分遣隊 (秦野大山)	陸上自衛隊第305基地システム通信中隊富士派遣隊 (越前岳)	陸上自衛隊第304基地システム通信中隊 (生駒)	海上自衛隊舞鶴サイバー防護隊 (槇山中継所)
据付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
官給品の据付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
現地調整	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
回線切替	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
監視制御切替	○	○	○	○	—	○	○	—	○	—	○
機器設定変更	○	○	○	○	—	○	○	—	○	—	○
撤去対象機器	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
伝送端局装置	—	—	—	○	○	○	○	○	—	—	—
無線装置	—	—	—	○	—	○	—	○	—	○	—

○で記載した部分を対象とする。

*対向試験を実施するものとする。

別表5 (7/9)

項目	対象となる駐屯地・基地等又は部隊										
	陸上自衛隊第318基地通信中隊姫路派遣隊 (広峰) (大平山)	陸上自衛隊第318基地通信中隊姫路派遣隊 (柳山) (野登呂山)	陸上自衛隊第312基地通信中隊三軒屋派遣隊 (福石) (大平山)	陸上自衛隊第312基地通信中隊三軒屋派遣隊 (木倉) (大平山)	陸上自衛隊第312基地通信中隊三軒屋派遣隊 (金甲山) (大平山)	陸上自衛隊第312基地通信中隊三軒屋派遣隊 (鉢山) (大平山)	陸上自衛隊第312基地通信中隊 (彦山) (大平山)	陸上自衛隊第312基地通信中隊 (御調) (大平山)	海上自衛隊呉サイバー防護隊 (灰ヶ峰) (大平山)	海上自衛隊呉サイバー防護隊 (野登呂山) (大平山)	航空自衛隊第12飛行教育団基地業務群サイバー運用隊 (大平山) (大平山)
据付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
官給品の据付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
現地調整	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
回線切替	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
監視制御切替	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
機器設定変更	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
撤去対象機器	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
伝送端局装置	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○
無線装置	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

○で記載した部分を対象とする。

*対向試験を実施するものとする。

別表5 (8/9)

項目	対象となる駐屯地・基地等又は部隊										
	陸上自衛隊第304基地通信中隊別府派遣隊（山浦中継所）	陸上自衛隊第305基地システム通信中隊富士派遣隊（太郎坊中継所）	陸上自衛隊第301基地通信中隊上富良野派遣隊（多田中継所）	陸上自衛隊第314基地通信中隊滝川派遣隊（新十津川中継所）	陸上自衛隊第301基地通信中隊（神居山中継所）	陸上自衛隊第301基地通信中隊上富良野派遣隊（石山台中継所）	陸上自衛隊第301基地通信中隊上富良野派遣隊（落合岳中継所）	陸上自衛隊第302基地通信中隊鹿追派遣隊（然別中継所）	陸上自衛隊第304基地通信中隊玖珠派遣隊（釈迦岳中継所）	航空自衛隊第8航空団基地業務群サイバー運用隊（日出生台中継所）	陸上自衛隊第304基地通信中隊別府派遣隊（国東中継所）
据付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
官給品の据付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
現地調整	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
回線切替	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
監視制御切替	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
機器設定変更	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
撤去対象機器	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
伝送端局装置	—	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—
無線装置	○	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○

○で記載した部分を対象とする。

*対向試験を実施するものとする。

別表5 (9/9)

項目	対象となる駐屯地・基地等又は部隊				
	陸上自衛隊第302基地システム通信中隊（不知火中継所）	陸上自衛隊第302基地システム通信中隊（大関山中継所）	陸上自衛隊第303基地システム通信中隊船岡派遣隊（次郎太郎山中継所）	航空自衛隊第45警戒隊	航空自衛隊第8航空団基地業務群サイバー運用隊（豊津局舎）
	（不知火）	（大関山）	（次郎太郎）	（当別）	（築城（豊津局舎））
据付	—	—	—	—	—
官給品の据付	—	—	—	—	—
現地調整	—	—	—	—	—
回線切替	—	—	—	—	—
監視制御切替	—	—	—	—	—
機器設定変更	—	—	—	—	—
撤去対象機器	—	—	—	—	—
伝送端局装置	—	—	○	—	○
無線装置	○	○	○	○	○

○で記載した部分を対象とする。

*対向試験を実施するものとする。